

| | |
|----------|--------------|
| 令和3年4月1日 | |
| 所 属 | ダイバーシティ推進課 |
| 所属長 | 後藤 真弓 |
| 電 話 | 06-6489-6658 |

阪神7市1町による パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書の締結について

近年、性的マイノリティの方の人権尊重に取り組む自治体が増加し、パートナーシップ宣誓制度を導入する自治体については平成30年度末に11団体であったところ、令和3年1月8日現在、全国で74団体となり、県内においても7市が導入しています。また、令和3年4月1日からは西宮市や猪名川町でも導入されたところです。

しかしながら、法に基づく婚姻ではないため、1自治体の取組としては限界があり、導入する自治体における連携した取組が必要です。

そのため、阪神7市1町による「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書」を締結し、当事者の方の負担を軽減するため、転出・転入時の手続きを簡略化します。

協定締結市町：尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町
(市制施行日順)

1 協定書の概要

パートナーシップの宣誓を行い、パートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けたお二人が市(町)外に転出した場合、通常は、受領証等をその交付自治体に返還するとともに、転入先の自治体で改めて宣誓する必要性がありました。

今後は、協定締結自治体内での転出・転入の場合、受領証等の交付自治体への返還手続きや、転入先での新たな受領証等の交付にあたっては戸籍謄本等の必要書類を不要とするなど、転出・転入時における手続きを簡略化することで当事者の方の負担を軽減します。

協定締結自治体のパートナーシップ宣誓制度の状況
(令和3年4月1日現在)

| 自治体名 | 導入時期 | 宣誓組数 |
|------|--------------|------|
| 尼崎市 | 令和2年1月6日導入 | 20組 |
| 西宮市 | 令和3年4月1日導入 | 1組 |
| 芦屋市 | 令和2年5月17日導入 | 2組 |
| 伊丹市 | 令和2年5月15日導入 | 3組 |
| 宝塚市 | 平成28年6月1日導入 | 8組 |
| 川西市 | 令和2年8月1日導入 | 2組 |
| 三田市 | 令和元年10月11日導入 | 3組 |
| 猪名川町 | 令和3年4月1日導入 | 0組 |

協定締結自治体の人口：約175万人 日本的人口：1億2562万人 人口カバー率：約1.4%

2 手続きのイメージ図

別紙のとおり

3 パートナーシップ宣誓制度以外の取組

パートナーシップ宣誓制度以外にも、性的マイノリティの方の人権尊重の取組について、連携した取組を進めていきます。

4 協定書発効日

令和3年4月6日(火)

※ 発効日以降に、協定締結自治体間で転出入した場合に適用を受けることができます。

5 締結式及び記者発表

(1) 日時

令和3年4月6日(火) 午後3時～午後4時

(2) 場所

宝塚市立中央公民館ホール（宝塚市末広町3-53）

(3) 参加予定首長

尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町

※ 記事掲載につきましては、記者発表以降にお願いします。

6 解禁設定

令和3年4月6日(火) 午後4時

締結式の終了時刻をもって解禁としますので、各社のご協力をお願い致します。

以 上